

収蔵文書の紹介（平成20年6月24日～9月20日）

佐伯郡海老塩浜・山中家文書

はじめに

昨年度、享保二十一年（一七七六）から二代、約七十五年間にわたって佐伯郡海老塩浜現広島市佐伯区海老園などの庄屋などを勤めた山中家文書（家言は吉和屋）が寄贈されました。寛永三年（一六二六）から明治四年（一八七二）までの計一〇一点で、散逸して古書店に出ているものです。この展示では、そのうち主要な数点を紹介します。

享和二年（一八〇二）六月、長崎からの帰路に山陽道を旅した尾張の商人菱屋半七（吉田重房）は、「筑紫紀行」の中で、「浪打際を二十丁計行けば五日市町。人家百軒計道の北に町を成して、みちの南は塩浜なり」と記しています。当時の五日市の沿岸部には塩浜が広がっていました。

赤穂の技術を導入し、賀茂郡竹原に広島藩領内ではじめての入浜塩田が開発されたのは慶安三年（一六五〇）でした。竹原塩田の成功により、領内沿岸部には次々と塩田が開発されます。海老塩浜はそのうちでもいち早く、万治元年（一六八〇）に、五日市村の西沖、現在の海老山の西側に、藩の御手浜として開発され、一村となりました。延宝三年（一六七五）の「安芸国佐伯郡海老新田地詰帳」によれば、塩浜面積は村全体の三八%を占めていました。

塩の質はよくありませんでしたが、塩味が強く、山県・高田・高宮諸郡や石州・防州へ移出されました。しかし、しだいに廃れ、当初九九浜あった塩浜は文政二年（一八一九）には二一浜（九軒）にまで減少しました。山中家も海老塩浜の衰退とともに、次第にすたれていったことが文書からもうかがえます。

なお、山中家の初代孫左衛門は佐伯郡草津村の商人で、戦国大名尼子氏の再興を図り、播磨国上月城に籠城した山中幸盛（鹿介）の娘・盛江を妻にしています。西区古江の海蔵寺（曹洞宗）には、盛江の墓が残されています。

（西村 晃）

参考文献／「芸藩通志」巻五二（文政八年）、文政二年「国郡志御用二付郡辻書出帳 佐伯郡」（『廿日市町史』資料編、昭和五十年）、佐伯郡誌（大正七年）、『五日市町誌 上』（昭和四十九年）

1 清四郎・玄俊・六兵衛の扱いにつき一札

寛文六年（一六六六）八月二十一日

山中家文書八

吉和屋弥右衛門が新兵衛に家督を譲るに当たり、（息子）たちか、少なくとも一族と思われる、「つまいね清四郎」

「玄俊」「六兵衛」の取り扱いについて定めた一札。

清四郎へは自分たちが元氣なつちは援助する。玄俊は商

いで身を立てさせようと援助したが、分別もなく全額遣いきってしまった。追い出そうとも考えたが、不憫に思い、上京のつえ医者勉強をさせた。多額の費用がかかったが、一代の生計が立てられるようにしてやった。したがって今後の援助は無用である。六兵衛は生後二十日して養子に出した。成人後に商売の元手にと両三度と援助したが、一文無しとなった上却って自分たちに損害をかける始末であった。今後は一文も与える必要はなく、放蕩している宮島から帰っても追い出せと、かなり手厳しい。

2 荒浜開発につき加勢願書

貞享元年（一六八四）五月二十一日

山中家文書一一

草津吉和屋（山中）弥右衛門が海老塩浜の荒浜一軒を開発するため、その加勢を村方へ願ひ出した文書である。

瀬戸内海の入浜塩田は、遠浅の干潟地に堤防を造り、干拓して内部の砂地を平らにし、満潮・干潮の中位に塩田面を築く。干満差を利用して塩田内に海水を入れて地盤に浸透させ、毛細管現象によって砂層上部に海水を供給し、太陽熱と風で水分を蒸発させて鹹砂（塩分が付着した砂）を得る。

三郎右衛門と九左衛門が持主であった塩浜一軒は、高いところにあるため、海水の導入がうまくできなかった。地

下げを行うためには一四〇〇～一五〇〇人の人夫が必要となるので、村方に加勢を願い出たのである。

この時の肩書は「草津」とあるが、二年後の貞享四年、塩浜持主丸左衛門と源七、弥左衛門との間で塩浜の交換協議が成立して弥左衛門も浜主となり、海老塩浜へ居を構えるようになったと考えられる。

3 釜焼源二郎請状 文化十三年（一八六）十一月

山中家文書九二

塩生産の作業工程で必要な釜焼き労働者を雇い入れる際の身分請状である。商家へ奉公するためにはこのように身分保証人が作成した文書が必要であった。釜焼きとは鹹水^{かんすい}から塩を結晶させる作業のこと。入浜塩田から集められた鹹砂^{かんせ}（塩分が付着した砂）は沼井^{ぬまい}に入れられ、海水を注ぎ塩分を溶解して濃厚な鹹水（海水の七～二倍）を採取する。これを釜屋で煮詰めて結晶させ、塩を得るのである。

この文書は文字が癖字で、読めない箇所がある。契約期間は翌年十一月までの一年間、奉公を始めるに当たって借りした銀四〇匁の返済のこと、契約期間内に病気やその他の事情から源二郎が釜焼きの作業ができなくなった場合は、証人の源蔵が責任を負うことなどが明記されている。

4 ふき婚儀諸人用控 明和二年（一七六）四月

山中家文書七五

山中家の娘と思われる「ふき」が婚禮するに当たり、嫁ぎ先へ持参する嫁入り道具の購入代、周辺の人々に渡した祝儀代など、諸人用の目録である。江戸時代に入ると、大名家では贅を尽くした婚禮道具が用意されるようになった。十七世紀末ごろからは、力を持ち始めた町人たちから、その大袈裟な武家の婚禮支度を真似るようになり、婚禮儀式や、婚禮道具を整える慣習が庶民にまで浸透するようになった。

山中家でも「ふき」のために、葛籠・籠籠・長持・箆筒・箱提灯^{はこひょうちん}といった諸道具や、本紅^{ほんべに}（羽二重の紅編）・浅黄・萌黄の生地や着物類などを調べている。なかには双六のような遊戯具も見える。総計は銀一貫目余である。

5 浜仕入銀借用証文 宝曆二年（一七五）十一月

山中家文書四六

油屋作兵衛が塩浜経営に当たり、仕入れ銀不足のため、海老塩浜の有力な浜主四家からそれぞれ二五〇匁ずつ、計一貫目を借用した証文。享保年間以降、瀬戸内各地では塩田の濫造により生産過剰を招き、塩価の暴落する塩田不況が始まり、宝曆・明和年間ごろに頂点を達している。この借用証文も塩田不況とは無縁ではないだろう。

6 塩浜の売却し証文 寛政三年（一七九）四月

山中家文書八九

三原屋新次郎が山中屋（吉和屋の一族か）弥五兵衛へ塩浜を売却した証文。三原屋は五の資料にも見える海老塩浜でも有力な浜主であった。塩田不況により、有力な浜主も塩浜をやむなく手放さざるを得なくなってきた。この塩浜は上々浜で、本来であれば塩浜の中でも最も生産性が高い塩浜のはずである。

7 家法 天保四年（一八三）一月

山中家文書一

商家文書で「家法」といって、子孫や一族、使用人などに対して書き残す「家訓」である場合が多いが、この「家法」は、五年間に一家が守るべき俵約の内容を、光禪寺（旦那寺か）と一族に誓約する内容になっている。

山中家も、塩田不況の影響からか塩浜経営に失敗し、多額の借金を背負ったと思われる。その経営建て直し仕法の一貫として五ヶ年の「諸事大儉約」が実行に移された。禁酒はもちろんのこと、家族五人の食事の内容まで決められ、一日の食費は「匁」に抑えられた。また暇を出した番頭の代わりに、当主自身が早起きして精出すことなどが定められている。

8 廿日市において酒場開業願書

元禄十二年(二六九)七月十六日

山中家文書二六

広島藩が草津の山中家屋敷に御茶屋(藩の公的な宿泊施設)を設置したため、山中家の酒場が廃業に追い込まれた。

塩浜を恠に譲るに当たり、その替わりに廿日市で酒場を開業したいので、許可してほしいというのがこの願書の趣意である。近年は寒が強いので、往來の旅人や、畠へ出る百姓が冷えたとき、にこり酒を飲んだなら氣力も回復するだろうという。

しかし、草津に藩の御茶屋が設置された事実がないこと(寛永十年、藩は御茶屋を領内に二五ヶ所に三軒ずつ御茶屋を建設したが、佐伯部では草津ではなく廿日市に建設されている)、願書の末尾が「酒場之願申上、已上」と、藩への願書としてはそんなに過激なことを、この文書は藩へ提出した控だとしても、藩の役人「龍神」を「瀧(滝)神」と誤っていることなど、この文書にはいくつか疑義がある。

9 讃岐国三木郡牟礼村弥一郎の書状 十一月七日

山中家文書九三

これは讃岐国三木郡牟礼村(現香川県高松市牟礼町)から五日市村庄屋山中弥右衛門に死んで送られた書状である。佐伯郡五日市村から息子と一緒に四国遍路の旅に出た

彦四郎は、讃岐国三木郡牟礼村で病気となった。牟礼村の村役人弥一郎は彦四郎を医者に見せ、薬を飲ませるなど看護したが、歩くことはできなかった。彦四郎は、親子ともに村継ぎで郷里まで送り届けて欲しいと願い出たため、弥一郎はその手続きを取り、村から送り出した。

こうして彦四郎親子は、牟礼村から五日市村までの経路の各村の好意による村継ぎ送りにより、無事十月二十一日に郷里五日市村に到着した。庄屋山中弥右衛門らはさっそく贈り物を添えて丁寧な礼状を牟礼村に送った。これはその返書である。彦四郎親子が無事帰国したことを聞いて、牟礼村の人々も大変喜んだことがわかる。

江戸時代の旅は危険がともない、ときには病気になって旅が続けられなくなることもあった。しかし、このような互助システムにより、病気の旅人でも無事帰国することができたのである。

【参考】山中幸盛(鹿介)の娘盛江の墓(海蔵寺境内)

山中家(吉和屋)の初代孫左衛門の妻は山中幸盛(鹿介)の娘・盛江であったと伝わる。草津城主克玉周防守は、当時草津で魚などを商っていた孫左衛門を見込み、当時毛利家からあずかっていた山中幸盛の娘の盛江と結婚させた。孫左衛門と盛江との間には、長男の弥右衛門と二男の孫兵衛(一説に鴻池家始祖山中幸元、幸元は幸盛の子ともいっ)

が生まれたという。この子の真偽は明らかではない。なお、孫左衛門と盛江は吉和屋の菩提寺である草津の浄教寺(浄土真宗)に埋葬されたが、昭和十二年(一九三七)に子孫の手によって古江の海蔵寺(曹洞宗)に改葬された。



山中幸盛(鹿介)の娘盛江の墓(海蔵寺境内)

下寺和男氏撮影

収蔵文書の紹介 展示文書解説文

1 清四郎・玄後・六兵衛の扱いにつき二札

覚

一 つまいね清四郎二八我等存命之内少ツ、銀子遣し済シ申候
一 玄後儀、商之本手二銀子度々渡シ候へ共、無分別ものにて無残遣捨、追出し可申候と存候へとも、不便ニ存、京都へ上せ、医者学問させ、銀子大分入候へとも、一代之すき八ひ二仕付申候、此上八以来銭巻文にても合力仕申間敷候

一 六兵衛事八生落廿日程仕、人之養子ニ遣候せい人仕、商之本手二銀子西三度各力仕候へ共、すりきりものにて取遣、我等損二仕申候、以来銭なら八巻文にても遣申間敷候、たとへ宮嶋・爰元へ戻り候八、追出し可申候、右之通二候間、其心得可有之如件

寛文六年 八月廿一日 新兵衛殿

弥右衛門(花押)

2 荒浜關発につき加勢願書

「浜手形ひかへ 五日市塩濱」

覚

一 塩濱式軒

三郎右衛門

九左衛門

右之浜荒乙在之候二付、私望二奉存候浜主両人衆へ御相談被成、埒明申候八、申請度奉存候、此浜地行高ク、かれ潮人申故、潮付懸敷御座候由承申候、地下ケ二夫数千四五百人も入申と積り申候、此内御見分次第二夫御加勢被成被下候八、浜近日仕立、御影二而浜主二毛龍成候八、忝奉存候 以上

草津吉和屋

貞享元年五月廿一日

弥右衛門(花押)

塩濱庄屋

新兵衛殿

同

又 助殿

同組頭

甚左衛門殿

同

半兵衛殿

3 釜燒源二郎請狀

釜燒請狀之事

一 貴家御釜燒御召抱被成二附、此源兵衛与申者慥成ル者二御坐候二附私受合罷立御釜燒仕せ申候、約束之儀書子極月来丑極月迄念入相動させ可申候、御 貸銀四拾目御貸被下慥受取申候、御返弁之儀八御貸銀之内五分内九月二御罷在候、然ル上八御約束之通万端念入無違相動せ可申候、若御切之内病氣之節八又差合之節八、替仕差上方可申、万二取違、見落如何様成不時出来仕候共私罷出、御望之通埒明可申、若又被得附之儀相背か、又八不埒之儀二附御暇被遣候節八御 銀其外借々共月言歩半利足加へ、御好之通御返弁可仕候、其時一言御断申間敷候、右之条々々相違無御座候、仍而請狀如件

文化十二年

子極月

釜燒

受人

源三郎(爪印)

はま

吉和屋様

4 心き婚儀諸人用控

明和貳年西四月

心き婚儀諸人用控

一 銀四拾式匁

外二五匁 績取

一 四拾八匁

外二式匁 しふり之代

一 六拾九匁五分

箱書荷 棒代共

一 式拾八匁

行書張 本紅壹疋

一 七拾八匁式分

浅黄拾壹疋 萌黄一疋

一 三拾九匁

赤せん一枚 花せん一枚

一 四拾目式分

一 拾四匁五分

一 二百八拾壹匁四分

外二七匁五分 下り舟具

右者明和元年申極月廿八日、草津

万屋八右衛門 弘

申九月・同間極月迄

一 三百九拾目五分四厘

一 四拾五匁

一 一拾五匁

一 四拾五匁

一 式拾二匁五分

一 一拾八匁

(後略)

5 浜任入れ銀借証文

借用仕銀子之事

一 正銀貳百五拾目 吉和屋・出銀

一 同 貳百五拾目 三原屋・出銀

一 同 貳百五拾目 高木屋・出銀

一 同 貳百五拾目 若屋・出銀

銀ノ書賣目之辻、但利足加詰式割

右者此度浜為任入前書之通四軒、

御貸シ被下、忝借二借用仕申外、正

明白二御座候、御返弁之儀八来西之倉

元利共無相違急度御調可申候、若

相滞申儀も御座候ハ、いか様仕立各様忠告
之通ニ可仕候 其時ニ至毛頭違背仕申
間鋪候 為後日手形仕相渡シ申候仍而如件

宝曆貳年申極月
借り主油屋
作兵衛 印
加判
証人
作十郎 印
清水屋
助次郎 印

吉和屋
才右衛門様

若屋
平次様

二原屋
新次郎様

高木屋
七郎兵衛様

6 梅浜の売渡シ証文

永代ニ売渡浜地之事

一上々浜六反九畝二歩 分米拾三斗貳升九合
一上々浜六反九畝廿四歩 分米拾三斗貳升六合
分米貳拾六斗三斗九升壹合
内

惣浜沖引請
之節前四年・
荒浜高引ヶ
拾石

残テ分米拾六斗三斗九升壹合

外ニ建家部屋貳軒 釜屋貳軒納屋
壹軒 大坪三軒 其外浜付諸道具共
代銀六貫五百目

右之浜地永代売渡 代銀陸ニ受取申候処
寔正明白ニ御座候 然ル上者此浜地之儀ニ付
私儀責不及申 子々孫々至迄聊申者無

御座候 若脇・何角与申者御座候ハ、此紙面ヲ以

急度御沙汰可被成候 為後日庄屋・与頭衆中之
御印形取証文相調相渡申候所依而売券
状如件

寛政三年
亥四月廿日
賣主三原屋
新次郎 印
証人三保屋
弥右衛門

山中屋

弥五兵衛殿

前書之通承届ケ候 帖切相調
申候仍而印形如件

寛政三年
亥四月

同 与頭

同 多四郎 印

同 武兵衛 印

8 廿日市において酒場開業證書

覚

草津之私家屋敷二六七年跡ニ
御公儀様・御茶屋を被為立候ニ付 其内ニ酒場壹ヶ所
すたり申候 其替共被為忠告分酒場一ヶ所廿日市ニ而御免シ
被下候ハ、難有奉存 当分請酒成共仕 過仕候ハ、後々ハ

二而も少ツ、造候而御連上指上候様ニ仕度奉存候 梅浜八俵ニ
相渡御役儀仕候 近年八つよき襄任 往来之旅人 百性中
野畠へ出候而ハひ系すニ動も成不申候折即 此ニ酒之

被下候もの八氣力を得 薪成共切求 身命を続申由ニ御座候
乍然万民御助ニも成可申様ニ奉存候 就夫酒場御免シ被下候ハ、
難有奉存候 二ツ年之悪年ニ天分損仕候故 御慈悲之下ニ而
取続申度 酒場之願申上 已上

元禄十二年卯ノ七月十六日
吉和屋
弥右衛門

進藤吉平大夫様
薄神七兵衛様
八嶋久兵衛様

9 讃岐国三木郡牟礼村弥二郎の書状

如来命未得御意候得共
御切紙致拝見候 各様弥
御堅固被成御勤 珍重奉
存候 然着御村方彦四郎
親子四国辺路罷出候所
右彦四郎義於村方病氣
付候ニ付 医師江見廿服業
仕候得共、何分歩行不相叶
候ニ付 村送り致候様申
出候ニ付 親子共村順ニ送り
戻り候所 去月廿一日無障
致歸村候由御申越之趣致
承知候 右ニ付為御挨拶別
紙御目錄之通被送下、御
叮嚀成ル御儀奉存候
併遠境被入御念御心配
被下候儀故 御紙面之趣を以
致披露候所 何分拙者・
御礼可然様可得御意旨申
聞候 右御挨拶 御報告如此
御座候 以上

讚州三木郡牟礼村役所
弥一郎
正友(花押)

十一月七日

芸州佐伯郡五日市村庄屋

山中弥右衛門様

高木新八様

花押

展示の古文書の解読に挑戦してみましょ

家法

廿三
廿四

一 五ヶ年之間諸事大儉約
 所先禮、年忘法事、土仕來、
 之、捨、は、事

一 一家中音信贈答一切お度
 申度

一 毎朝粥、豆、長、飯、立、斗、吐、湯、汁
 夕、豆、飯、之、茶、漬、香、物、之、不、過、家、也
 立、之、茶、豆、野、菜、物、其、類、法、事
 之、價、取、之、を、湯、之、の、申、事

一 持酒
 所、山、志、之、也、能、家、加、之、者、遠、方、之、
 由、一、類、方、以、辦、之、之、元、酒、出、之、
 申、之、少、本、合、之、者、飯、之、法、事

一 家内之者、衣類、之、本、之、物、之、立、
 年、之間、お、湯、之、少、之、形、之、本、仕、向、
 法、事

一 家内、之、下、和、物、事、有、者、之、
 出、何、事、之、故、お、湯、之、家、能、之、相、
 之、申、事

一 湯、方、仕、儀、同、事、之、湯、屋、事、之、
 少、之、家、能、之、也、而、之、之、也、之、同、之、也、
 少、之、我、意、之、申、之、者、是、之、之、者、
 取、之、代、本、之、之、起、之、急、度、出、情、
 之、法、事

右、定、法、通、少、之、之、之、指、第、一、
 明、神、意、也、之、割、家、能、之、滅、之、
 眼、之、也、之、者、之、之、先、之、代、之、之、
 大、之、孝、子、之、孫、之、之、所、之、残、之、
 殘、念、存、之、所、之、腹、之、之、之、之、申、
 之、之、之、之、之、之、

玉保西巻
 正月

老
 之、之、之、

之、淨、寺、飲
 一、之、之、之、

【7 家法 解読文】

家法

一五ヶ年之間諸事大儉約

附、先祖之年忌法事等仕来り

より拾か一仕候事

一一家中音信贈答一切相断

申度

一毎日朝粥、昼麦飯五斗、味噌汁、

夕麦飯之茶漬、香物二不過、家内

五人二而米・麦・野菜物・薪、諸事

之価式勿二而相済シ可申事

一禁酒

附、近辺之御懇家、譬遠方之

御一類方御越し有之候共、酒出不

申、尤出来合之麦飯八差出候事

一家内之者衣類有来之物二而五ヶ

年之間相済シ、少も新出来仕間

敷事

一家内上下和順、物事存寄ヲ不

出、何事も致相談、最殷懃二相

暮可申事

【7 家法 読み下し文】

家法

一五か年の間諸事大儉約

つけたり、先祖の年忌法事などしきたり

より十か一に仕り候こと

一一家中音信贈答一切あい断り

申したし

一毎日朝は粥、昼は麦飯五斗、味噌汁、

夕は麦飯の茶漬、香物に過ぎず、家内

五人にて米・麦・野菜物・薪、諸事

の価二勿にてあい済まし申すべきこと

一禁酒

つけたり、近辺の御懇家、たとえ遠方の

ご一類方お越しこれあり候とも、酒出し

申さず、もつとも出来あいの麦飯は差出し候こと

一家内の者衣類有りきたりの物にて五か

年の間あい済まし、少しも新出来仕るま

じきこと

一家内上下和順、物事存じよりを

出ず、何事も相談いたし、最もいんぎんにあい

暮らし申すべきこと

一浜方仕様 何事も江戸屋市右衛門・
小西屋新助御両人之御差図二随ひ、
少も我意相立申間敷、是迄之番
頭二相代、未明より起き、急度出情
可致事

一浜方仕様 何事も江戸屋市右衛門・
小西屋新助ご両人の御指図に随い、
少しも我意あい立て申すまじく、これまでの番
頭にあい代わり、未明より起き、きつと出情
致すべき事

右定法通少二而も於相背、第一
明神蒙御罰、家名滅亡
眼前也、左候へ者御先祖代々江之
大不孝、子々孫々迄汚名残シ
残念存、銘肝胆、恐レ謹ミ可申、
為其一札如件

右定法通り少しにてもあい背くにおいては、第一
明神のお罰を蒙り、家名滅亡
眼前なり、左候らえば御先祖代々への
大不孝、子々孫々まで汚名残し
残念に存じ、肝胆に銘じ、恐れ謹しみ申すべし、
そのため一札くだんの如し

天保四癸巳 吉和屋
正月 弥右衛門 印
光禅寺様
一類一統様

天保四癸巳 吉和屋
正月 弥右衛門 印
光禅寺様
一類一統様